

⑧ 特設無料人権相談を開設します

毎日の生活の中で、人権に関わる困りごとや法律上どのようになるのか解決に導くためのご相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。

相談内容についての秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【弁護士相談について】

午後1時から弁護士も参ります。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでお願いします。

日時 12月19日(水) 午前10時～午後3時 最終受け付け：午後2時30分

場所 笠間公民館(笠間市石井2068-1)

問 社会福祉課(内線157)

⑨ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

問 政府拉致問題対策本部ホームページ <http://www.rachi.go.jp>

⑩ 毎月第4土曜日はカサマルシェを開催します

季節ならではの笠間の農畜産物などを、より多くの方に届けたいという気持ちから始まったカサマルシェ。地元のこだわり農産物や人気の加工品、お惣菜がそろいます。生産者の顔が見える直売マルシェに、どうぞお越しください。

日時 12月22日(土) 午前9時～正午(雨天決行)

場所 友部公民館 前庭(笠間市中央3-3-6) ※駐車場は公民館裏駐車場等をご利用ください。

問 笠間アグリビジネスネットワーク協議会事務局 農政課内(内線528)

⑪ まちづくり出前講座

まちづくり出前講座は、講師が地域へ出向いて講座を開催するものです。身近な問題から専門的な講座まで、楽しく学べるメニューをたくさん用意しています。学びたい講座を選んでいただき、地域、団体、グループの学習会などにお役立てください。

内容 【市民編】 市民の皆さんが講師となり知識や経験を活かした講座

【行政編】 市職員が講師となり、行政の取り組みなどについてお話する講座

※講座内容は図書館や公民館などの公共施設のほか、市のホームページでご覧いただけます。

対象 市内に在住、通勤、通学している方で、5人以上で構成されたグループ。

受講料 無料 ※講座に必要な材料等がある場合は、実費負担

○個人の特技を活かした講座や企業ならではの講座を随時募集。皆さんの知識や経験を活かして無償で講座を開講していただける方のご応募をお待ちしています。

問 市民活動課(内線133) HP <http://www.city.kasama.lg.jp/page/page001956.html>